

議案第62号 交野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律において自転車の防犯登録が義務化されていること、また、自転車へ住所及び氏名を明記することが防犯の観点において現在の時勢にそぐわないことから、本市条例において所要の改正を行う。（施行期日 公布の日）

2. 条例改正の内容

条例第19条関係

条項	改正前	改正後
第1項	所有者は自転車への住所及び氏名の明記に努める	条項を削除
第2項	所有者は自転車の防犯登録に努める	所有者は防犯登録を行うとともに、適切な管理に努める
第3項	自転車の小売業者は、住所及び氏名の明記並びに防犯登録の勧奨に努める	自転車の小売業者は、防犯登録の勧奨に努める

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年10月定例会

議案の 件名	議案第62号 交野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
駅前広場等公共の場における自転車等の放置の防止その他自転車等の駐車秩序の確立に関し必要な事項を定めることにより、歩行者の安全確保及び道路の円滑な通行機能を保持し、併せて災害時における防災活動の確保を図り、もって市民の良好な生活環境を守ることを目的とする。		他市でも同様の改正が見受けられる。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律において自転車の防犯登録が義務化されていること、また、自転車へ住所及び氏名を明記することが防犯の観点において現在の時勢にそぐわないことから、本市条例において所要の改正を行う。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
自転車の管理において住所及び氏名の明記による手法が現在の時勢にそぐわないと市内部で議論があり、社会的に防犯登録が定着したと考えられることから条例上住所及び氏名の明記に関する記述の削除及び防犯登録を推奨する趣旨の記述の修正を行うことについて検討した。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		48 道路や公園など生活環境がきれいに保たれている 62 安心して歩くことができる環境がある 66 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
		計画名称				
〈市民参加の状況〉		策定年度				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間				
〈政策等の実施時期〉		公布の日				
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
都市整備部		道路河川課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）		

